

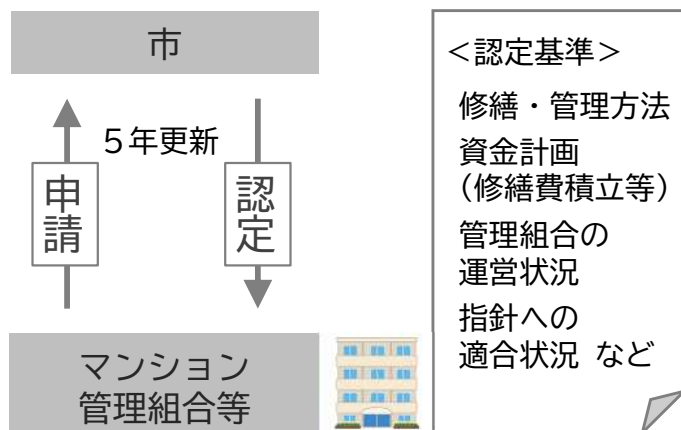
# マンション管理計画認定制度 認定制度の概要について

- 各マンション管理組合等の管理計画を市が認定する任意の制度となります。※任意の認定制度となり、義務ではございません。マンション管理適正化推進計画に規定する認定基準に基づき審査を行います。
- 「適正管理の好循環が生まれることによる市場評価の維持」や「融資の金利優遇」等の認定に伴う管理組合等のメリットがあります。
- 管理計画の認定はマンションの適正管理を促すことから、マンションの区分所有者・居住者のみならず、近隣住民にもメリットとなることから、海老名市でも取り組みを開始する予定です。

## 管理計画認定制度の概要（イメージ）

### 申請・認定の流れ

- 管理計画等を添付して申請
- 基準を満たす計画を市が認定



### 管理計画の認定メリット

- 適正管理が行われるため区分所有者・居住者・近隣住民にもメリットとなる
- 融資などの金利のメリット等の金銭面での支援も存在

#### 適正管理の好循環

管理の適正化により  
認定されやすくなる

管理の適性化

意識向上により  
更なる適正化

管理計画の認定



購入の目安  
適正管理の証明

市場評価

市場評価の維持

#### その他のメリット

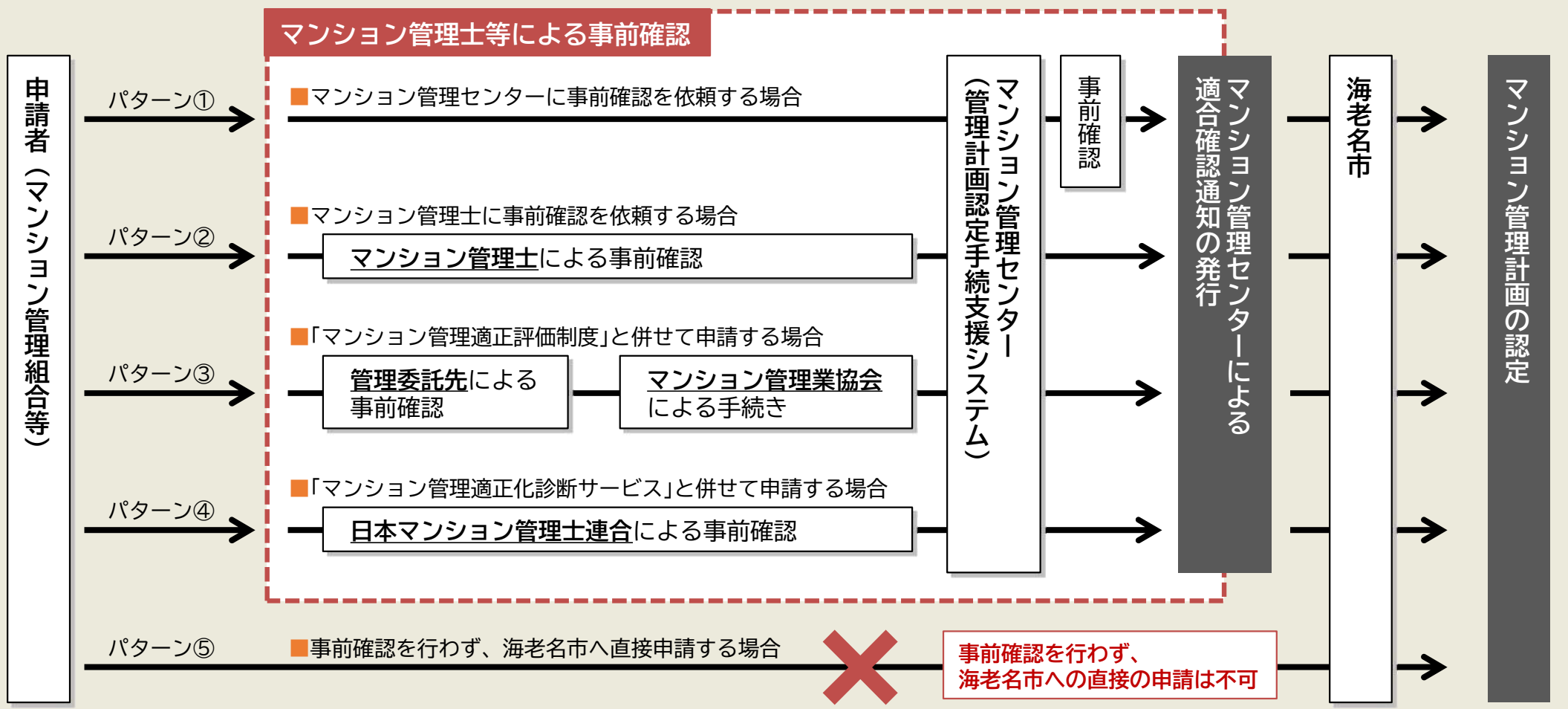
- フラット35の金利引き下げ
- 共用部のリフォーム融資の金利引き下げ
- マンションすまい・る債の利率上乘せ
- マンション長寿命化促進税制

# マンション管理計画認定制度

## 申請手続き ～事前確認の有無について～

- 申請方法としては以下の①～⑤のパターンが想定されます。
- 本市においては、マンション管理センターが発行する適合確認通知の添付を必須とする予定です。  
※審査事務の適正化等の観点から「パターン⑤：市への直接の申請」は不可とさせていただきます。

### 管理計画認定制度 事前確認のイメージ



# マンション管理計画認定制度 手数料の設定について

- 審査に要する時間等に基づき、申請手数料（案）を以下のとおり作成しました。
- 新規申請にはマンション管理センターの適合確認通知書の添付を必須とする予定ですが、その発行には管理計画認定手続支援システムの利用料（10,000円）や事前確認の費用が別途必要となります。

## マンション管理計画認定制度 手数料（案）

区分・審査内容		手数料	備考
新規申請 ※ このほか、マンション管理センターの適合確認通知書の発行を受けるために別途費用が必要となります。	基礎額	2,000円	
	加算額	1,000円	追加の長期修繕計画1本につき
更新（5年ごと）	基礎額	24,000円	
	加算額	8,000円	追加の長期修繕計画1本につき
変更	管理規約	基礎額	6,000円
		加算額	2,500円 追加の管理規約1本につき
	長期修繕計画	基礎額	9,000円
		加算額	7,500円 追加の長期修繕計画1本につき
	その他	基礎額	5,000円
		加算額	2,500円 追加の管理組合につき